

一般社団法人 日本相続学会  
理事会規程

2013年11月1日制定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 日本相続学会（以下「当学会」という）の定款第4章記載の当学会の役員及び理事会に関する事項を定め、適法かつ適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の開催)

第2条 理事会は年2回以上開催するものとし、必要ある場合に召集し開催する。

(理事会の構成)

第3条 理事会はすべての理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3. 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(理事会の招集)

第4条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときまたは欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順序により、副会長または理事が招集する。

2. 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第5条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対し発しなければならない。

2. 前項の収集通知は、会議の日時、場所及び会議の主たる目的事項を記載した書面で行うものとする。

3. 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、副会長または理事がこれに代わるものとする。

2. 理事会の会議の目的事項について、会長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、副会長または理事が議長に当たるものとする。

(議決方法)

第7条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議事項)

第8条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 会長、副会長、専務理事の選定・解職
- (2) 社員総会の招集
- (3) 事業計画と予算の承認
- (4) 重要な財産の処分および譲受および多額の借入
- (5) 重要な規定の制定並びにその改廃
- (6) その他社員総会の権限に属せしめられた事項以外で理事会の議案にふさわしい事項

2. 理事会は次の事項を定時社員総会への付議事項とする。

- (1) 本年度事業報告と収支報告
- (2) 次期役員の提案
- (3) 定款の変更提案
- (4) その他本学会にとって重要と認められる事項

(役員の任期)

第9条 本学会の役員(会長・副会長・専務理事・その他の理事・監事)の任期の開始日は、その役員が選任された社員総会が終了したときからとする。ただし、役員としての職務を開始する期日は理事会で定める。

2. 役員任期の満了は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとする。

3. 理事の重任および監事の再任を認める。

(理事の取引の承認)

第10条理事およびその関係者が本学会と取引しようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引する理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) その他の必要事項

(議事録)

第10条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

2. 議事録は10年間保管し、閲覧はいつでも行うことができるものとする。

(規程に定めのない事項)

第11条 この規定に定めがなく、実施上必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

改訂履歴

2013年11月1日 施行